

中国の最新事情を考える

中国商標法 第5次改正のポイント

実務に直結—法改正に伴う変化と対応策

受講料
無料

第5次改正で、何が変わるのか？

中国商標法改正案が可決され、2027年1月1日より施行されることが決まりました。今回の第5次改正では、実務に関わる重要な変更が盛り込まれています。

本セミナーでは、新法の主な改正点をわかりやすく解説し、特に日系企業が注意すべきポイントを取り上げます。商標の出願・管理や権利行使など、今後の実務にどのような影響があるのかを具体的にお伝えします。

今回は、中国の知的財産分野で豊富な実績を持つ林達劉グループの代表取締役である魏啓学氏も来日。講師は、中国と日本の商標事情に精通する弁理士・耿秋氏が務めます。

改正によって何が変わるのか、日系企業はどのように対応すべきなのか。中国における今後の商標戦略と具体的な対応策について、最新の実務動向を踏まえて解説していきます。



令和8年 **11月18日** (水)



50名 (先着順)



14:00 ~ 15:30



無料



京都経済センター 3階 会議室 3-H

(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地)



▲アクセス



主催

弁理士法人 **京都国際特許事務所**
北京林達劉知識産権代理事務所

共催

一般社団法人
京都発明協会

詳しくは裏面へ

【お問い合わせ先】 一般社団法人 京都発明協会

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134
京都リサーチパーク内 京都府産業支援センター 2階 TEL:075-315-8686

京都発明協会で検索
京都発明協会



セミナー内容

1. 新法の主な改正点

- (1) 商標法の構成変化
- (2) 商標使用定義の追加
- (3) 動き商標の新規導入
- (4) 不登録事由の追加・修正
- (5) 馳名商標の保護強化
- (6) 悪意出願に対する規制強化
- (7) 商標使用管理の強化
- (8) 損害賠償の計算及び
悪意訴訟に関する法整備
- (9) 手続き上の変化
- (10) その他

2. 日系企業の留意点

- (1) 今後の商標出願と使用の全般管理
- (2) 権利行使の変化及び関連対応策
- (3) 中国における商標戦略の構築



魏 啓学 氏
(Chixue WEI)

林達劉グループ 代表取締役
中国弁護士・中国弁理士

講師紹介



耿 秋 氏
(Qiu Geng)

林達劉事務所 パートナー 商標弁理士
本部所長補佐 / 上海オフィス所長

代表事例 「京都宇治」商標無効審判請求の件

2019年、京都府や宇治市、京都府茶協同組合等と連携して中国商標局を訪問し、中国における「京都宇治」商標の登録を無効にすることに成功。
京都府知事、宇治市長、京都府茶協同組合から感謝状を受領した。

申込方法

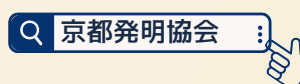
申込締切：11月13日

＜Web申込フォームからお申し込みください＞



◀ 申込フォーム

講座の詳細は、
京都発明協会のHPで
ご確認ください。
(お申込も可能)



京都発明協会HP内
セミナーページ